_
傍
線
0)
部
分
は
改
Œ
部
分

第二十一条、第二十二 道路管理者 道路管理者等	(略) (略) (略)	読み替える規定読み替えられる字句読み替える字句	定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規2 (略) 第一条の七 (略) (管理の特例の場合の読替規定)	目次 第二章 道路の占用(第七条―第十九条の四) 第二章 道路の占用(第七条―第十九条の四) 第二章の二 違法放置等物件の保管の手続等(第十九条の五―第十 第二章の四 連結位置及び連結料(第十九条の十六―第十九条の十五) 第二章 道路のお関する費用の負担及び補助 第二節 道路に関する費用の補助(第二十八条―第三十条の十条) 第二章 道の区域内の道路の特例(第三十一条―第三十条の二の第四章 道の区域内の道路の特例(第三十一条―第三十条の二の第五章 雑則(第三十四条の三―第三十九条)	改正案
者等		る字句	りとする。 定による法の規	(第十九条の五―第十 (第十九条の五―第十 九条の十二 の十六―第十九条の五―第十 八条―第三十条 (第二十条―第二十名 (第二十条―第二十名 (第二十条―第二十名 (第二十条) (第二十条) (第二十条) (第二十条) (第二十条) (第二十条)	
第	(t	読	32第	目	
第二十一条、第二十二	(鮥)	み替える規定	定の適用についての技術的読替に発第十七条第四項の場合におけてのででは、(略) (管理の特例の場合の読替規定)	元章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 の節 節 の の の 雑三道 二 道道 四 三 二道道則 の 道条道路	現
第二十二 道路管理者	(略)	読み替えられる字句		(第一条—第六条) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四) (第一条—第十九条の四)	<i></i>
道路管理者等	(略)	読み替える字句	のとおりとする。 項の規定による法の規	四) (第十九条の五―第十九 (第十九条の五―第十九 (第十九条の十五) (第十九条の十五) (第二十条—第二十七 (第二十条—第二十七 (第二十条—第二十七 (第二十条) (第二十卷) (第二十条) (第二十卷) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (1000) (100	行

第三十九条の四、第三十九条の二第一項、 まで、第三十八条、第三十三条第一項、第三 第三項、 三十九条第一 項、 第三十八条、 第二十四条のの二第一項及び まで、 条第一 第項十四項条四、六十まの 第三項、 5第四十八条の二十三か 第四十八条の二十三か 第四十八条の二十二、 第四十八条の二十一、 第四十八条の二十一、 第四十八条の二十一、 第四十八条の二十一、 第四十八条の二十二第 一項から第三項まで、 一項から第三項表の二十二第 で、第四十八条の二十二第 の二十二第 の二十二第 の二十二第 の二十二第 -四条から第三十六条|十三条第一項、第三 应 頃、第三十二条、第二十八条の二第二項、第二十四条の二第一四条の 項、 第三十八条、

条第一項、第三十四条第二十二条、第二十二条、第二十三条、第二十三条	(略)	読み替える規定	規定の適用についてのは	(略)	条、第五十七条、第五十七条、第二項、第六十二条第一項、第六十二条第一項、第六十二条第一項、第二項及び第四項、第一項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項、第九十七条第二項及び第三項、第十十条第一項及び第三項を第二項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	技術的読替えは、次場合における同条節	(略)	
道路管理者等	(略)	読み替える字句	のとおりとする。の規定による法	(略)	
			<i>O</i>		
条第一項、第三十四条第三十二条、第二十三条、第二十三条、第二十三条、第二十三条	(略)	読み替える規定	規定の適用についてのは4 法第十七条第六項の	(略)	五十七条、第五十九条第一項、第二項、第六十六条第一項、第六十六条第一項、第六十六条第一項、第六十六条第一項、第六十六条第一項、第二項及び第三項、第七十二条第一項、第七十二条第一項、第七十二条第一項、第七十二条第一項、第十十二条第一項、第七十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第一項、第十十二条第十十二条第十十二条第十十二条第十十二条第十十二条第十十二条第十十二
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。条第六項の場合における同条第七項の規定による法	(略)	
道路管理者等	(略)	読み替える字句	衣のとおりとする。項の規定による法の	(略)	

、第四十一条、第四十 一条第一項及び第二項 の二第一項から第五項 の二第一項から第五項 の二第一項から第五項 の二条の二、第四十四条 九条の四窓 九条第三十 四九項 項条の三 条のび 5 第三項、 七 男四十条第二項及び第二項及び第二項 一九条の六年の第五項まで 五条 まで、 第三十 ま 項十四項条十項第

前段		
(略)	(略)	(略)

者に代わつて行う権限は、 公条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理(道路管理者の権限の代行) 次に掲げるものとする。

九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第おいて準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項に項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三 の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条 する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、七 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項において準用 法放置等物件を廃棄すること。

八~三十八

2

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項) 第二章の二 違法放置等物件の保管の手続等

第十九条の五 掲げるものとする。 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、 次に

及びその違法放置等物件を除去した日時保管した違法放置等物件が放置され、 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び 又は設置されていた場所 数量

るため必要と認められる事項前三号に掲げるもののほか、 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放置等物件を返還すその違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所

〈違法放置等物件を保管した場合の公示の方法

(略)	九十六条第五項前段
(略)	
(略)	

|路管理者の権限の代行|

第四条 者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣 Lが道 路管理

十七 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項にお て準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、り公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項におい法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によ 二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) 及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一 の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項(物件を廃棄すること。 条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置

十八~三十八

2

(違法放置物件を保管した場合の公示事項) 第二章の二 違法放置物件の保管の手続等

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、 掲げるものとする。

保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置

その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所物件を除去した日時 ため必要と認められる事項前三号に掲げるもののほか、 保管した違 法放置物件を返還 する

(違法放置物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 げる方法により行わなければならない 法第四十四条の二第三項の規定による公示 は、 次に掲

- 放置等物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法一前号の公示に係る違法放置等物件のうち特に貴重と認められる は、その公示の要旨を官報に掲載すること。
- 2 由に閲覧させなければなっない。 道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自国土交通省令で定める様式による保管違法放置等物件一覧簿を当該国土交通省令で定める様式による保管違法放置等物件一覧簿を当該、 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、

2

的知識を有する者の意見を聴くことができる。 要があると認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に関し専門を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置等物件(違法放置等物件の価額の評価の方法)

、保管した違法放置等物件を売却する場合の手続

し、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約によ置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただ計九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放 り売却することができる。

法放置等物件 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違

、と認められる<u>違法放置等物件</u> 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でな競争入札に付しても入札者がない<u>違法放置等物件</u>

第十九条の九 事務所に掲示し、 一務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければな形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該道路管理者のして少なくとも五日前までに、その違法放置等物件の名称又は種類般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算ー九条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち

> 第十九条の げる方法により行わなければならな 六 法第四十四条の二第三項の規定による公示 は、 次に

置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、のについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法放一 前号の公示に係る違法放置物件のうち特に貴重と認められるも その公示の要旨を官報に掲載すること。

に閲覧させなければならない。路管理者の事務所に備え付け、 国土交通省令で定める様式による保管違法放置物件 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、 かつ、これをいつでも関係者に自 一覧簿を当該

第十九条の七 (違法放置物 ると認めるときは、違法放置物件の価額の評価に関し専門的知識をしてするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があ耗の程度その他当該違法放置物件の価額の評価に関する事情を勘案価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置物件の使用年数、損不九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の(違法放置物件の価額の評価の方法) 有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置物件を売却する場合の手続

、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により置物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放 売却することができる。

法放置物件 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違

,と認められる違法放置物件 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でな競争入札に付しても入札者がない違法放置物件

第十九条の九 形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該道路管理者の事して少なくとも五日前までに、その違法放置物件の名称又は種類、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算イ土条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち 務所に掲示し、 又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければなら

2 らない。

他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならないつ、それらの者に違法放置等物件の名称又は種類、形状、数量その札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、か1 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入

3 略

〈違法放置等物件を返還する場合の手続〉

第十九条の十 者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式によ者がその違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその置等物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名 る受領書と引換えに返還するものとする。 道路管理者は、保管した違法放置等物件を当該違法放

の権限を代行する場合等についての準用)(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の 市町 村が道路管理 者

第十九条の十一

2 る違法放置等物件について準用する。 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、 道路予定区域に係

2 札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、 国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。 つ、それらの者に違法放置物件の名称又は種類、形状、 道路管理者は、 は違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他かときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、か前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入

3 略

(違法放置物件を返還する場合の手続

第十九条の十 ることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書その違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等であ住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置物件を当該違法放置 と引換えに返還するものとする。

権限を代行する場合等についての準用)(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市 町 村 が道路管理者 0

第十九条の十一

2 る違法放置物件について準用 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、 でする。 道路予定区域に係

-					
第三十二条第二 項、第三項及び 第五項、第三十 三十四条から第 三十六条まで、 第三十九条の二 第三十九条の二	(略) (略)		読み替える規定 読み替えられる字	(道路法の規定の適用について) は	改
	(略)	合 高速自動車国 が行う道路(が行う道路(の管理につい		一句に の で 会 社 の で 会 と で な で 会 と の で と の で 会 と の で と の で 会 と の で と	正案
地方道路公社	(略)	合 で	て読み替える字句次に掲げる場合の区分に応じ	は 場立 は り る 同 法 の の は の と あ る の は る の と み る の と み る の は る の と る の ら る の ら る の ら る の ら る の ら る の ら る ら る	
第三十二条第二項、第三十二条第一項、第三項、第三項及び三十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条の二十二条第二十二条第二	(略)		読み替える規定	(道路法の規定では、それぞに、それぞに、それぞにないてがける道路の中欄にして、 これの は に が に の が に の が に の が に い で に い に い で に い に い た に い に い	
道路管理者	(略)		句読み替えられる字	回欄に掲げる字句 とするほか、次 活第三十二条第四 を は が を は が を は が の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 規	現
機構	(略)	合 高速自動車国 が行う道路(の管理につい のが行う道路(て読み替える字句次に掲げる場合の	る。欄上とは地の読替	行
地方道路公社	(略)	場合のいて適用するのいて適用するのいで適用するのがで適用するので理に	て読み替える字句次に掲げる場合の区分に応じ	(関係) は ()	

項から第三項ま 第七十一条第一	東、第六十八条 第六十六条第一	八条の二十四、	の十二、第四十	十、第四十八条	、第四十八条の	第四十八条の九	条の八第二項、	三項、第四十八	四十八条の五第	及び第四項、第	四十八条第二項	の七第一項、第	四、第四十七条	、第四十七条の	一項及び第五項	四十七条の二第	七条第三項、第	十六条、第四十	条第四項、第四	の二、第四十四	項、第四十三条	、 第四十条第二	九条の七第二項	項まで、第三十	第一項から第三	第三十九条の六	条の五第一項、	五項、第三十九	三項まで及び第	四第一項から第	、第三十九条の	九条の三第一項
第三項まで及び 一条第一項から	六十八条、第六六条第一項、第	二十四、第六十	、第四十八条の	四十八条の十二	十八条の十、第	八条の九、第四	第二項、第四十	第四十八条の八	条の五第三項、	四項、第四十八	条第二項及び第	の七、第四十八	四、第四十七条	第四十七条の	一項及び第五項	四十七条の二第	七条第三項、第	十六条、第四十	条第四項、第四	の二、第四十四	項、第四十三条	、第四十条第二	九条の七第二項	項まで、第三十	第一項から第三	第三十九条の六	条の五第一項、	五項、第三十九	三項まで及び第	四第一項から第	、第三十九条の	九条の三第一項

			0		
条、第十八条第二十八条第二十四条、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条の三、第二十二条第二十二条第二十四条、第二十四条。第三十二条第三十三条。第三十二条第三十三条。第三十二条第三十三条。第二十二条第三十三条。第二十二条第三十三条。第二十二十二条第二十二条。第二十二条第二十二条。第二十二条第二十二条。第二十二条第二十二条	(略)	読み替える規定	2 法の規定によりを	(略)	五項 第七十二条の二 第九十二条の二 ・ 第九十六条第 ・ 第九十六条第 ・ 第九十六条第 ・ 第九十六条第 ・ 第二項、第 ・ 第二項、第 ・ 第二項、第 ・ 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法)の管理についての法第五十四条第一項の規定にり有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市り有料道路管理者が行う道路	(略)	
	略)	読み替える字句	、 それぞれ見 、 それぞれ見 の まのまの ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の	(略)	
管 理 者		る字句	 	(略)	
条 、 第 十八条 第 一 項 、 第 十八条 第 二十条 項 、 第 二十条 第 二十 条 第 二十 条 第 二十 二条 第 二	(略)	読み替える規定	2 の規定中同表の の規定中同表の 明村道に限る。 では、 の規定に限る。	(略)	第五項、第五項、第七十 一項、第九十一 一項、第九十十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	中欄に掲げる字句定の適用について)の管理についてり有料道路管理者	(略)	
	略	読み替える字句	1が行う道路 (IIが行う道路 (II	(略)	
管 理 者		る字句	同表の下欄に掲げる同法の事がで見返び市場がある。	(略)	

四十七条五二、四第十びら条四、四十条一第四七、か九条の項第第ら項十九四第十七条の項第第十四五第第八十三第条二項第第条の四、一三十十条八五二、二四条一、項、二三第の五、第項十七条の四、一四七十条八五二、二四条一、項、二三第の五、第三十七条の五、第項十条六第項第第項条の項第、第項十三六、第三及九項第の、第四及七第条一四及第二、四第四及九項第三十九第三十十第四十七第の項第、四及か四第項第四二十条第ので項十九条三三、か一三十十

第項第七十条一、第、五八十十第八項第四十、四十、第四の七、八条の項第項第一、三十九の項第六第十条七四四条ま一十七第十一第四十八第第四。、第項第項条条二、六十六九第条ま十ので項八第四十八第第四十八第第四十五、第四及四十八年及第まか第十二十条一、で八二、か条一十条二十八条二四十五、第四及び十八年でら六六条条第項第、条十第6の項八条の項八条の項十八条四十八第四十第項、第十条まか三第のか四第十、条の項十八条四条三条四、第六七第でら項第十五二ら十三八第の二第の十、第条の項十八条四条三

—————————————————————————————————————		
について法第五十四条第第十六条 法の規定により術的読替え) (高速自動車国道法の規	(略)	第号第項第項、八十四十一人のおより、一年の本ののは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年のでは、日本のでは、一年のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
一機 定 項 積 。 よ	(略)	
規定により適用する高速自動車国道び会社が行う高速自動車国道の管理る道路法の規定の適用についての技	(略)	
 笙		
について法第十六条 法の術的読替え)(高速自動車	(略)	第五項項項 第五項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項
元十四条第一項の規定によ)規定により機構及び会社が日道法の規定による道路法・国道法の規定による道路法・国道法の規定による道路法・	(略)	
一項の規定により適用する高速自動車国道機構及び会社が行う高速自動車国道の管理とによる道路法の規定の適用についての技	(略)	

れ司をりきコー・オーくは第十七条第一項第七号、第二十八号若しくはれるとの規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十一時、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道の場 第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道い号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道いる。第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道いる。第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号では第二十六号では第二十六号では第二十六号では第二十六号では第二十六号では 十四号、第二十号、江外のは「基づく処分では、「基づく処分で」と、同法第一機構が協定を」と、一機構が協定を」と、一機構が協定を」と、一機構が協定を」と、一場が、 八札占用指針」とあるのは 条の五第二項中「 第二十五条 同 務返済機構又は会社が協議 表 「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」との五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路 協 協議」とあるのは「独の規定による道路法の に掲げる字句とする。 議」とあるの 議」と、 [者は、」とあるのは「道路「機構が入札占用指針」と、 気力で 同法第三十九条の二 政法人日本高さの適用についる 「協定を」とあるのは、るのは「道路管理者は、 第二十八号若しくは、第一項第十三号、第 速 て 足分」とあるのは 第七 同 道 法第三十 路 項 保 同 中 有 法 る 第

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
一十第三第三三第十四 第三第 一十第三第三三第十四項 第三十第三年項 八年項 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	道路管理者	国土交通大臣	機 構

れ五同有路八第同条法料管号、十 九条の五第二項中「道路管入札占用指針」とあるのは -四号、第二十号、第二十二号、等二十二、、のは「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項等機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づくは機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」れ条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道 法 務 返 規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動と路管理者が行うもの」とするほか、次の表のは者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行)済機 規定により読み替えた同表の ・号若しくは第十七条第一 第二十一号、 十五条の (構又は会社が協議」と、 協議」とあるの 規定による道路 げる字句とする。 第二十四号若しくは第二十六号の規定により道 は 項第七号、 法 独の立規 第 同 法第 行 定 欄 政の 第九号、 三十九条 法 適 人日 げる字句 に たを」とあるのはい「道路管理者は <u>ا</u> ک 行うもの若しく 本 0 一十八号若しくは一項第十三号、第 車 第 第十六号、 \mathcal{O} 高 1 へ処分」とあるのは とあるのは の路管理者は、 国 速 7 は、 同法第三--道法第二十 欄に 路保同 掲げげ それぞ 第十 法 は第 る

(略) (略) (略) (略)	(略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
十第三第三三第十四一第及二第 九五項一十第三六条項三第 条項ま項九一十条か、十第二 条項を の、条項九まら第三五第二 五第及らの、条で第三条項 第三び第四第の、三十第、項第	道 路 管 理 者	国土交通大臣	機 構
項、第			

十六条第五項	第一項、第九	七十二条の二	び第五項、第	第三項まで及	条第一項から	条、第七十一	項、第六十八	六十六条第一	の二十四、第	、第四十八条	項及び第四項	四十八条第二	七第一項、第	第四十七条の	十七条の四、	第五項、第四	二第一項及び	第四十七条の	七条第三項、	六条、第四十	四項、第四十	第四十四条第	十三条の二、	第二項、第四	項、第四十条	九条の七第二	まで、第三十	項から第三項	九条の六第一
第五項	十六	第一	七十	び第	第三	余 第	余、	坦、	六十	() 	第	埋 及	十	七条	の四	第	坦 及	七条	二項	第四	第四	四 条	() 	第	十	七第	第三	第三	
	六条第五項	六条第五項 第五項 一項、第九 、第九十六	六条第五項 第五項 一項、第九 、第九十六十二条の二	六条第五項 第五項 一項、第九 条の二第一 十二条の二 条の二第一 第五項、第 項、第七十	六条第五項第五項一項、第九第九十六十二条の二条の二第一第五項、第項、第七十三項まで及び第	六条第五項 一項、第九 一項、第九 十二条の二 十二条の二 第五項、第 写の二第一 項、第七十 三項まで及び第	六条第五項一項、第九一項、第九一項、第九一項、第九一項、第七十三項まで及び第三項まで及び第第一項から第三第一項から第三	大十八条、第六十八 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第七十 三項まで及び第 三項まで及び第 三項まで及び第 三項まで及び第	大十八条、 第五項 第一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十一 条第一項から第三 第一項から第三 第一項から第三 第一項から第三 第十二条の二 第一項がら第三 第十二条第一項がら第三	大条第五項 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九 一項、第九十八 条第一項、第七十 一項、第九十八 条第一項、第七十 一項、第九十八条、 二項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十	大十八条 「第五項 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第九十八 「第二項、第一 「第二項、第二十 「第二項、第二十 「第二項、第二十 「第二項、第二十 「第二項、第二十 「第二項、第二 「第二項、第二 「第二項、第二 「第二回、第二回、第二 「第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、第二回、	大十八条 ・第五項 ・第二項、第九十八条 ・第二項、第九十八条 ・第二項、第九十八条 ・第二項、第九十八条 ・第二項、第九十八条。 第二項、第九十八条。 第二項、第九十八条。 第四項、第七十一条第 一項、第九十八条。 第四項、第七十一条第 一項、第九十八条。 第四項、第一項、第七十	大十八条 第二項 第一項から 第一項から 第一項から 第一項から 第一項から 第二項、第七十一 第二項、第九十八 条第一項、第七十一 年二条の二 十八条の二 第一項から第三 項から第三 中工条の二 十八条の二 条第一項、第七十 一項、第七十 一項、第七十 十八条の二 条第二項及 一項、第七十 十八条の二 第一項、第七十 十八条の二 第一項、第七十 十八条の二 第一項、第七十 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十八条の二 十二条の 十八条。 十八条の二 十二条の 十二条の 十二条の 十二条の 十二条の 十二条の 十二条の 十	第五項 一項、第二項、第 一項、第九十八条 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 第二項、第 本の二第一 本の二 本の二 本の二 本の二 本の二 本の二 本の二 本の二	第一項、第 第二項 第一項、第 第二回、第 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回 第二回	中十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四	大条の四、 一項、第五項、第四十七条の四、 一項、第九十八条第二項、第 一項、第九十八条第二項、第 一項、第九十八条第二項、第 一項、第九十八条の二第一項、第 一項、第九十八条。 第五項、第四十七条の四、 第五項、第四十七条の四、 第五項、第四十七条の四、 第五項、第二項、第四十七条の四、 第五項、第二項、第一項、第二項、第一項、第二項、第一項、第二項、第一項、第二項、第一項、第二項、第一項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二	田十七条の四、 四十七条の四、 四十七条の四、 四十七条の四、 第四十八条第二 第四十八条第二項、第四十八条第二項、第四十八条第二項、第一項、第七十一 三項まで及 第一項、第十二条の二 十二条の二 第一項、第九十八条 第二項、第四十七条。 項、第七十一条 第二項、第四十七条。 項、第七十一条。 第二項、第四十七条。 三項、第七十十八条。 二第一項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第三 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及び第二 第二項及	第二項、第四十七条の四十七条の四十七条の四、 第一項、第四十八条第二項、第四十八条第二項、第四十八条第二項、第四十八条第二項、第四十八条第二項、第一項、第七十一 第一項、第十十二条の四 第一項、第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	大・大・八条 第二項、第四十七条の四、 一項、第二項、第四十七条の四、 第一項、第四十七条の四、 第一項、第二項、第四十七条の四、 第一項、第七十一 第一項、第十十二条の二 第二項、第九十二条の二 第二項、第十十二条の四十七条の四十十二条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七	大条、第四十 一項、第一項及び 第一項及び 第一項及び 第一項を第一項及び 第一項を第一項及び 第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一項で及び第四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十七条の四十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十八条の第十十十八条の第十十十八条の第十十十十八条の第十十十十八条の第十十十十十十十十十十	第五項、第四十 一項、第四十 一項、第四十 一項、第四十 一項、第四十 一項、第四十 一項、第四十 一項、第二項、第四十 一項、第二項、第四十 一項、第二項、第四十 一項、第二項及び 第二項、第四十七条の四 一項、第二項及び 第四十七条の四 一項、第二項及 第二項、第四十 七十一条。 第二項及 第二項、第四十 七十十一条。 第二項及 第二項及 第二項及 第二項及 第二項及 第二項及 第二項及 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第二項入 第一一項、第一一 第一一項、第一一 第一一項、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一三、第一一 第一一 第一一 第一一 第一一 第一一 第一一 第一一	第四十四条第一項及び第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十二条の四、第四十十八条第二項、第四十十八条第二項、第四十十二条の四十十二条。第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及第二項及	第三項、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第一項及び第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第四十七条の四、第二章十七条の四、第二章十七条の四、第二章十七条の四、第二章十七条の四章、第四十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七条。第二章十七第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十十二条。第二章十二章十二章十二章,第二章十二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第二章,第	第二項、第四十十三条の 第一項、第四十十二条の 第一項、第四十十八 第一項、第四十十八 第一項、第一項、第四十十八 第一項、第一項、第一項、第四十十二条の 第一項、第一項、第一項、第四十十二条の 第一項、第一項、第四十十二年の 第一項、第一項、第四十二年の 第一項、第一項、第四十二年の 第一項、第一項、第四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項四十二年の 第二項の 第二項の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二年の 第二項、第四十二十六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第二項、第四十条 第二項、第四十十二条のの 第二項、第四十十二条のの 第二項、第四十十二条のの 第二項、第四十十二年。 第二項、第四十十二年。 第二項、第四十十二年。 第二項、第四十二年。 第二項、第二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	京第四十条 第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第一十二条の四、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二年項、第四十十二年項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二項、第四十十二年,第四十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	京の上海 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十条 (東京) 第四十十十 (東京) 第四十十 (東京) 第四十 (東京) 東京) (東京) 第四十 (東京) 東京) (東京) (東京) 東京) (東京) (東京) (東京) 東京) (東京) (第二年 大条の

(略) (略) (略)	の規定 読み替えられる字句 読み替える字句	えは、次の表のとおりとする。 えは、次の表のとおりとする。 る場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用す(道路法の規定の適用についての技術的読替え)	(区域の決定の公示等) (区域の決定の公示を対象の公示の目がの表示を対象の決定の公示を対象の公示のとされた道路法が公式を対象の決定の公示を対象の決定の公示を対象の決定の公示を対象の公示を対象の決定の公示を対象の公示を対象の決定の公示を対象の公示を対	改正案
(略) (略) (略)	の規定の規定。これの対象を表示の規定にある。これの対象を表示の規定にある。これの対象を表示の対象を表示の対象を表示している。	えは、次の表のとおりとする。 えは、次の表のとおりとする。 る場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用す(道路法の規定の適用についての技術的読替え)	(区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 (区域の決定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。。 (区域の決定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。。 (区域の決定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとするとまの公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。。 (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等) (区域の決定の公示等)	現行

、第四十七条第三一項、第四十五条第	項から第	国上国条項及び第	十四条第一項、第	十三条の二、第四	二条第一項、第四	四十一条、第四十	四十条第二項、第	項及び第四項、第	三十九条の七第二	ら第三項まで、第	九条の六第一項か	九条の五、第三十	び第五項、第三十	から第三項まで及	十九条の四第一項	及び第三項、第三	十九条の三第一項	の二第七項、第三	一項、第三十九条	で、第三十八条第	から第三十七条ま	一項、第三十四条	条、第三十三条第	第三項、第三十二	項	,	,	-三条第一	二十二条の二、第	二条第一項、第	第二十一条、第二 道路管理者
																															国土交通大臣
、一で、第一で、第一で、第一で、第一で、第一で、第一で、第一で、第一で、第一で、	一角	第二二二二二二三百三百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百	十四四	十三冬	二条第	四十一	四十条	項及び	三十九	ら第三	九条の	九条の	び第五	から	十九	及び	十九	の二第	一項、	で、第	から第	一項、	条、第	第三項	十八条	 十四条	第二十	二十二	<u></u> +	十二条	第二十
、第四十七条第三一項、第四十五条第	から第五項ま	上国条の二第一及び第四項、	条第一項、第	ポの二、第四	一項、第四	条、第四十	第二項、第	第四項、第	条の七第二	項まで、第一	六第一項か	五、第三十	4項、第三十	第三項まで及	条の四第一項	第三項、第三	条の三第一項	紀七項、第三	第三十九条	《三十八条第	三十七条ま	第三十四条	《三十三条第	△、第三十二	第一項及び	の三、第二	四条、第二	条第一項、	一条の二、第	第一項、第	一条、第二 道路管理者

(略)	第一項、第九十一条 第四十七条の七第	(略)	号
(略)	第十八条第一項	(略)	
(略)	第一項高速自動車国道法第七条	(略)	
(略)	第四十七条の七、	(略)	
(略)	第十八条第一項	(略)	
(略)	第一項高速自動車国道法第七条	(略)	